

- 1 甲府市立図書館開館 100 周年を契機とした今後の在り方と
記念事業について
- 2 高齢者肺炎球菌ワクチンの助成について
- 3 まちなか回遊の現状と今後の展開について
- 4 高額療養費制度について

Q 1 甲府市立図書館開館 100 周年を契機とした今後の在り方と記念事業について

甲府市立図書館は、本市にゆかりの深い郷土資料の収集はもとより、市民の多様な読書ニーズに応えながら、小説から児童書、雑誌まで幅広いジャンルの本を豊富に取り揃え、日常的に読書に親しむことができる地域に根差した図書館と承知しています。

近年、スマートフォンの急速な普及やデジタル技術の進展により、今や指先一つで、多様なデジタルコンテンツに、いつでも、どこでもアクセスできる利便性を背景に、図書サービスについては、電子書籍による読書機会が普及する一方で、動画等の視聴機会の増加により、子どもから高齢者まで全世代にわたる「紙媒体での読書離れ」が懸念されています。その結果、読解力や思考力の低下が強く懸念されており、もはや見過ごすことができない現代社会の大きな課題であると、私は危機感を抱いているところです。

特に「子どもの読書離れ」は全国的な課題として叫ばれて久しい状況にあり、文部科学省の令和6年度社会教育調査における「子どもの読書活動に関する調査」では、1か月に1冊も本を読まない「不読率」が、小学生で8.5%、中学生で23.4%、高校生においては実に50%近くに達しているという衝撃的な数字も報告されています。

こうした読書習慣の衰退という状況が今後も続きますと、日本の教育、文化、そして地域の知的な活力を弱めてしまう危惧が現実のものとして我々の眼前に突き付けられます。

私はこれまで、「活字文化の復刻を」と何回も訴え、読書離れの傾向に警鐘を鳴らしてきましたが、あらゆる世代に読書の機会を提供し、本と人をつなぐ場となる図書館の役割の重要性は今後益々高まるものと確信しています。

こうした中、甲府市立図書館は、1926年に「甲府通俗図書館」として開館し、本年、開館100周年という記念すべき歴史的節目を迎えます。

甲府市立図書館の、この100周年という歴史的な瞬間に立ち会えることは、我々市民にとっても大きな喜びであり、かつての先人たちが、郷土の発展を願い一冊一冊の本に託した想い、その重みを次代へと繋いでいくことは、現代に生きる我々の責務であると強く思います。

とともに、今日までの長きにわたり、甲府市立図書館が、生涯学習の情報拠点施設としての役割だけでなく、来館が難しい方々に対しては、移動図書館「なでしこ号」を運行し、全ての市民に読書機会を提供することに奮闘し、文化の向上に寄与されて

来たことに深い感動を覚え心から敬意を表する次第です。

この開館100周年という節目は、読書機会の提供というこれまで果たしてきた崇高な使命を改めて思い起こし、今後より一層、多くの方々に図書館を利用していただく絶好の機会となるものと私は思います。

そこで、この100周年という輝かしい節目を迎え、甲府市立図書館が、ひとを育み、本と人をつなぐわが市が誇るべき資源としての役割を益々果たしていくことが大いに期待されることから、今後の在り方について、市長がどのようにとらえておられるのか、その想いを是非お聞きしたいと思います。また、本年度予算に計上されている今般の記念事業についてその概要を是非お示し願います。

A1 樋口雄一市長 甲府市立図書館開館100周年を契機とした今後の在り方と記念事業について

甲府市立図書館は、大正15年に甲府通俗図書館として開館して以来、戦災や社会の大きな変化を乗り越えながら、本年、開館100周年という記念すべき節目を迎えます。この100年の歩みは、本を通じて学び、人を育み、地域の文化を継承してこられた先人たち、そして、その志を受け継ぎ、今日まで図書館を支えてこられた市民の皆様、の歩みそのものであり、長きにわたり図書館を育ててこられた皆様に深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げる次第であります。

近年は、デジタル技術の進展により、必要な情報を瞬時に得られる時代となる一方で、動画コンテンツの普及や生活様式の変化などを背景に、読書に親しむ機会が減少し、特に子どもたちの読書離れが大きな課題となっております。

私は、読書とは単に知識を得るための手段ではなく、物事を深く考える力や他者を思いやる心、豊かな感性を育む営みであると考えており、本を読むことで培われる想像力や思考力は、これからの時代を生きる上でますます重要になるものと認識しております。

その意味において、市立図書館は、市民一人一人の学びを支え、世代を超えて知識や文化をつなぎ、地域の知的活力を育む知の拠点であり、私はこの100周年を新たな出発点として捉え、紙の本が持つ温もりや価値を大切に継承しながら、電子書籍などデジタル社会への対応も進めること、また、市民の皆様が身近に本と触れ合うことのできる移動図書館サービスを拡大し、様々な機会を通じて人と本との出会いを広げ、誰もが学びにアクセスできる環境を整えてまいりたいと考えております。

そして、改めて読書の価値を見つめ直し、市民の皆様と共に活字文化を未来へ引き継ぎ、市立図書館が市民の学びと文化を支えるかけがえのない存在として、また、未来を担う子どもたちを育む拠点として、その役割を一層発揮できるよう取り組み、第七次甲府市総合計画に掲げました、未来に輝く「ひと」の育成につなげてまいりたいと考えております。

なお、記念事業につきましては、100年前に甲府通俗図書館が開館式を行った日の11月21日に記念日イベントを開催し、当日は、記念式典を執り行うほか、甲府大使であり歌舞伎俳優の市川右若さんを一日図書館長としてお招きするとともに、ワークショップや星空観賞会などを予定しております。

その他、年間を通じて、図書館が所蔵する歴史的資料の記念展示をはじめ、小学生を対象にした一日司書体験や、本市出身の著名な声優、銀河万丈さんによる朗読会など、誰もが楽しめる多彩なイベントを順次開催していくこととしております。

さらに、この記念すべき節目にあわせましてクラウドファンディングをしたところですが、昨日、多くの皆様方の御賛同により目標額を達成いたしました。これを財源として、移動図書館なでしこ号をより快適で使いやすい、新しい車両へ更新していくプロジェクトを進めてまいります。

これらの取組を通じまして、図書館への愛着を深めていただくとともに、市民の学びや交流、心の豊かさを育む拠点として、これからも地域と共に歩み続けられるよう努めてまいりたいと考えております。

Q2 高齢者肺炎球菌ワクチンの助成について

肺炎はがんや心疾患と並び高齢者の主要な死亡原因の一つであり、その多くを肺炎球菌感染症が占めています。特に65歳以上、なかでも75歳以上の高齢者では、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため、肺炎の予防対策の重要性は年々高まっています。

国は、これまで高齢者の肺炎予防対策として、肺炎球菌ワクチンを平成26年10月から予防接種法の定期接種に位置付け、対象を「65歳の方」及び「60歳以上65歳未満の心臓等の障害を有する方」としこれに加え、平成30年度までの経過措置として70歳から100歳までの5歳刻みの年齢を対象としました。さらに接種機会の提供のため経過措置を令和5年度まで延長し、制度を進めてきました。令和6年度からは、経過措置の終了により、70歳、75歳などの対象者が制度から外れることとなり、より肺炎のり患や重症化のリスクが高い高齢者の接種の機会の減少や接種率の低下が懸念されています。

また、令和8年4月からは定期接種に使用できるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン

（PCV20）へ変更されました。結合型ワクチンである20価ワクチン（PCV20）は免疫応答の質や持続性の面で従来ワクチンよりも優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を評価しています。

こうした制度変更を踏まえ、本市として高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのか確認するとともに、さらなる対策の可能性について、以下お伺いします。

（1）経過措置終了後の定期接種の接種率について

経過措置終了後の本市における令和6年度、令和7年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の接種率についてまず伺います。

また、制度変更前、すなわち令和5年度以前と比較してどのような傾向がみられるのか、お示し願います。

（2）20価ワクチン（PCV20）導入と制度設計に関する考え方について

次に、令和8年4月から定期接種に使用するワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンから、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンへ変更されましたが、以下の点について、それぞれお伺いします。

- ① 国が示している 20 価ワクチン P CV20 の導入の理由について、効果・安全性・費用対効果の観点から、どのような説明がなされていますか。
- ② すでに 23 価ワクチンを接種した高齢者への 20 価ワクチンの接種について、どのような考え方が示されていますか。
- ③ 接種年齢について、20 価ワクチン導入時の検討においては、費用対効果の観点から 70 歳への経過措置も有効とするという評価があったと承知しています。
また、定期接種が 65 歳時のみに限られる現行制度のもとでは、65 歳時の接種機会を逃した方や、過去にワクチンを接種し効果低下が懸念される方など、定期接種だけでは十分にカバーされない高齢者層が生じていると考えます。
肺炎による重症化・死亡リスクが年齢とともに高まっている実態を踏まえ、年代拡大が見送られた理由や、制度の狭間にあると考えられる高齢者への対応について、市の認識を伺います。

A2 望月正文保健衛生部長 高齢者肺炎球菌ワクチンの助成について

国における死亡原因の第 5 位は肺炎であり、成人が罹患する肺炎の約 2 割から 3 割は肺炎球菌という細菌により引き起こされることから、その予防を目的として高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種に位置づけられております。

こうした中、本市における接種率につきましては、令和元年度から令和 5 年度までは 20% から 30% 前半となっており、接種期間が変更されました令和 6 年度は 31.5%、令和 7 年度は、現時点では 17.7% となっておりますが、接種期間が中間のため同様に推移していくものと考えております。

今年度から導入された 20 価ワクチンにつきましては、厚生労働省が所管するワクチン評価に関する小委員会において、収集された知見から、安全性に重大な懸念は認められないこと、23 価ワクチンと比較し高い有効性が期待できること、費用対効果に優れていることが結論づけられております。

また、同じく厚生労働省が所管する予防接種基本方針部会において、70 歳においても費用対効果は良好である一方で、これまで 23 価ワクチンの接種機会が十分に確保されていたこと、接種年齢は 65 歳が適切とされたことなどから、現時点では、65 歳を超える方への経過措置を設けないこととされました。

しかしながら、年代拡大等の必要性について、今後、定期接種化を検討する予定の新たな肺炎球菌ワクチンを導入する際に改めて検討するとされておりますことから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後におきましても、甲府市医師会をはじめとする医療機関の皆様に御協力いただきながら、接種を希望する方が安心して接種を受けられる体制を整備するとともに、市民の皆様への分かりやすい情報提供に努めてまいります。

Q3 まちなか回遊の現状と今後の展開について

これまでまちなかの活性化について回遊という切り口から何回か提案させていただきました。いうまでもなく「通過型」からいったん立ち止まって時間をかけてまちを楽しむ、といった、「スローライフ」の考え方からです。

「シャッター通り」というフレーズで地方都市の衰退をひとくくりにされてきたことへのささやかな抵抗とまた、消滅可能都市という地方の懸命な努力に冷水をあびせるような論調への激しい抵抗という意味合いもあります。

一段と少子化が進行し、人口の自然増があまり期待できない状況の中で、「選ばれる都市」というメルクマールのもと実態はパイの奪い合いである人口の社会増を目指して地方都市相互がせめぎ合っている。人材を苦勞して育て上げ、いよいよ担い手としての登場が期待されたにもかかわらず、結局は都会に吸い取られてしまう。東京一極集中の是正と旗を振ってみても状況は悪化するばかり。

そんな負の感情がふつふつと沸き上がりかねないなかで、絵本をきっかけに懸命なまちづくりの努力を重ねてきた北海道の剣淵町のエピソードに触れながら、これまで何度か「ふるさと愛」こそがカギを握るのではないかと訴えてきました。

都会に出て自分の出身地を誰も知らない、どこそこ？と半ば侮辱されたように感じたときに、ふるさとをけなされたことに対する「なにくそ」という素朴な感情が沸き起こる。素朴なナショナリズムとかつて呼んだことがあります。これこそが「ふるさと愛」であり、まちづくりの原動力となりうると考えてきました。

こうしたふるさと愛に満ち、自分たちのまちを自ら何とかしていこうというプレーヤーと一緒にまちづくりに挑んでゆくのが、平成19年の初登壇の際に取り上げた協働のまちづくりであり、現在甲府まちなかエリアプラットフォームがその考えを体現しているものとかねてから注目してきたところです。

まちなか回遊によって資源を再発見し、その魅力を磨き上げ発信することにより内外から人が集うまちなかへと変わっていくことが大いに期待されます。

そのHPをのぞいてみると、ペットボトル削減に向けたマイボトル運動と連動した給水スポットをという私が何回か訴えてきた取組みが民間をもまきこんだ形で取り組まれていることを知りました。回遊には欠かせないアイテムであり、魅力的な資源となりうると思います。

そこで、まちなか回遊をさらに一層進めるために、これまでの取組みと今後の展開の考えについて市長のお考えをお伺いします。

A 3 樋口雄一市長 まちなか回遊の現状と今後の展開について

私は、本市のまちなかが、政治、経済、文化、そして歴史が集積し、人々の交流が生まれる重要なエリアであると捉えており、この大切なまちなかを含む甲府のまちを、多くの市民の皆様にとって誇れる場所として、さらに魅力あるまち、暮らしやすいまちに発展させながら、次世代に引き継いでいくことが、私に課せられた使命であり、責任であると強く感じております。

こうした想いのもと、甲府のまちなかに、同じく熱い想いを有する民間プレーヤーの皆様と共に甲府まちなかエリアプラットフォームを立ち上げ「大好きな甲府の日常をまちなかにつくろう」を合言葉に、まちなかの公園や道路に椅子やテーブル、夜間照明などを配置した、安心してくつろげる滞留空間の創出や、ストリートスポーツができるエリアの設置、飲食等の出店などの居場所づくり・目的地づくりの社会実験を継続的に実施しており、若い世代や家族連れをはじめ、多くの皆様が思い思いの過ごし方でまちなかを楽しんでいる光景を創出してきたことで、利用者や近隣の皆様からも、居心地の良さやにぎわいが感じられるなどの高い評価をいただいているところであります。

また、昨年度は、飲物を片手に気軽にまち歩きができる仕組みづくりとして、家庭等で不要となったタンブラーを活用し、まちなかの飲食店などの賛同店でタンブラーを無料で借りられる循環型社会にもつながる取組にあわせ、本市が誇る甲府のおいしい水道水を給水できるぐるりスポットを連動させるなど、回遊性の向上や活動の輪の広がりにつながっているところであります。

加えて、今年度から、エリア内の新たな目的地づくりに向けまして、空き店舗をリノベーションし、魅力的な店舗運営者を誘引しながら、その魅力の輪を広げ、エリア価値の向上を図っていく取組をスタートするとともに、徒歩以上・自動車未満の移動手段であるシェアモビリティを活用した、さらなる滞留と回遊性の向上に向けた取組を推進していくこととしております。

今後におきましても、市民の皆様や民間事業者、関係諸団体などと力をあわせ、まちなかの価値をより一層高めながら、多くの方に愛され続けるエリアとしてさらに発展していけますよう、自走化を目指しているエリアプラットフォームの伴走・支援を行いながら各種取組を一段と連動させていくことで、現在取り組んでいるエリアで生まれた効果を周辺地域やその他のエリアへと波及させながら、本市全体が魅力あふれるまちとして成長していけるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

Q4 高額療養費制度について

高額療養費制度はいのちと健康を守るセーフティネットとして、病に苦しむ、また介護に悩む方々に希望の灯をともし続けてきました。経済的な懸念から必要な医療や介護を断念することのないよう、所得に応じた自己負担の限度額を設定することは、わが党が政権与党に連ねていた時代の誇るべき制度であり、わが党がいたからこそ実現できた輝かしい実績だと思います。

最も苦しんでいる人に寄り添い手を差し伸べる、これこそが政治の唯一の役割といっても過言ではありません。

しかしながら、いま、このセーフティネットが医療費改革の名のもとに改変されようとしています。わが党が与党にいる時は体を張って阻止してきたこの有意な制度がさしたる議論も見えないまま、わが党が連立離脱したとたん弱者に容赦なく医療費の適正化という名のもとに取り立てられようとしています。

もとより国が決定するこの制度であることは承知していますが、矢面にたつのはすべて自治体であり保険者です。残念ながらどのように改変されるのか、どういう影響が具体的に発生するのか、正確な情報が未だに届いていない感があります。

地方自治体の責務として、たとえ国の制度であり、所管が国であったとしても、住民への情報提供はおろそかにすることはできません。特に国からの情報がいまだ少ない状況のもとでは、せめて制度の内容、現状どれほどの方が制度の恩恵を受けているか、制度改定によってどのような影響が予想されるか、この時点で明らかにし、周知する必要があると思います。

そこで、自治体が所管する国民健康保険に限って、高額療養費制度の利用の現状、そして「改定」によってどのような影響が生ずる見込みであるかお伺いします。

A 4 興石和三福祉部長 高額療養費制度について

高額療養費制度は、医療費の自己負担が過重なものとならないよう、所得等に応じた自己負担限度額を設けることにより、必要な医療を安心して受けていただくための重要なセーフティネットであると認識しております。

本市の国民健康保険におきましては、令和7年度に約5,000世帯に対し総額16億2,000万円余の高額療養費を支給しており、多くの皆様の医療費負担の軽減に大きな役割を果たしているところであります。

こうした中、国におきましては、高齢化の進展や医療の高度化等に伴う医療費の増加を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点から、本年8月及び来年8月の2段階で高額療養費制度の見直しを実施することとしております。

その内容は、所得区分ごとの自己負担限度額の見直しが行われるほか、年間上限の導入や低所得者層の多数回該当に係る負担軽減措置が講じられるなど、負担能力や受診状況に応じた制度設計が図られるものとされております。

本市への影響につきましては、国から示されている制度内容を基に令和7年度実績で試算した結果、本年8月の制度の見直しにより、高額療養費の支給額は年間約3,000万円減少する見込みとなっており、また、制度を利用される方への影響といたしましては、主に短期間の療養を受けられる方に一定の負担増が生じることが見込まれる一方、長期にわたり療養を受けられる方には負担が抑えられるよう配慮されております。

本市といたしましては、高額療養費制度が被保険者の皆様の生活と健康を支える重要な制度であることを踏まえ、今後も国の動向を注視するとともに、制度の見直しの内容やその影響について分かりやすく情報提供を行い、相談や問合せに丁寧に対応する中で、安心して必要な医療を受けていただけるよう努めてまいります。